

下水道が使える区域が

広がります

下水道が使用できる区域は、下水道への接続が義務づけられています。くみ取り式便所の方は3年以内に、それ以外の方は速やかな接続をお願いします。使用できる区域は図のとおりです。

問合せ先
市上下水道グループ
☎52-1111
(内線291・292・283)

わたしたちは日常生活や社会活動のなかでたくさんの水を使います。いったん使われた水は汚れてしまい、これをそのまま流してしまうと生活環境は悪くなり、川や海も汚れていくばかりです。下水道は、こうした汚れた水をきれいな水によみがえらせる機能を持ち、健康で文化的な生活を営むためには、必要不可欠な施設です。

新たに下水道の使用できる区域
(稗田町四丁目的一部、向山町一・六丁目的一部、
論地町一丁目的一部、神明町四丁目的一部)
すでに下水道の使用できる区域

接続工事(排水設備工事)の申込

排水設備工事の見積り・施工などに関する相談は「高浜市排水設備工事指定工事店」に依頼してください。指定工事店は、法律などで定められた基準に適合した工事を施工するために、必要な知識と技術をもっており、工事に関する手続きも手伝いができるように市が指定した業者です。

※排水設備工事は指定工事店しかできません。
※指定工事店一覧は市役所上下水道グループまたは、市公式ホームページにて確認できます。



下水道普及率と水洗化率

下水道普及率 平成27年4月1日現在 **53.9%**

下水道普及率とは、高浜市に住んでいる人のうち、どれくらいの人が下水道を利用できる環境になっているかを示すものです。

下水道水洗化率 平成28年1月末現在 **84.1%**

下水道水洗化率とは、下水道を利用できる区域に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下水道に接続し、水洗化しているかを示すものです。

